

県南広域振興局長告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年3月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1） 路線名 283号
 - （2） 供用開始の区間 花巻市東和町安俵2区25番1地先から1区6番4地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月18日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
-
- 2（1） 路線名 456号
 - （2） 供用開始の区間 花巻市東和町落合2区82番地2地先から毒沢1区196番地1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月18日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで